

(令和7年度予算分) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 福岡県東峰村

本事業の担当部局名 住民福祉課

事業メニュー	結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラム			
区分	都道府県主導型市町村連携コース			
関連事業メニュー	4.2 結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラム(都道府県主導型市町村連携コース)			
個別事業名	東峰村結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での 実施も含む)	継続	
実施期間	令和8年4月1日	～	令和9年3月31日	事業開始年度 令和6年度
総事業費(A)(円)	1,200,000	寄付金その他の収入予定額(B)(円)	0	差引額(A-B)(円) 1,200,000
対象経費支出予定額(円) ※補助率を乗じる前の額	1,200,000			
費用内訳(円)	個別事業の内容のとおり			
自治体における少子化対策の全体像及びその 中での本個別事業の位置付け	<p><自治体における少子化対策の全体像>※全事業共通 これまで、本村では少子化対策として、子どもに対する助成制度(医療費の無償化・保育料の無償化・子育て支援金の支給等)に独自に取り組んできたが、出生数の減少が続いている。子ども施策に加え、結婚新生活支援事業を実施することで少子化対策を強化する。</p> <p><本個別事業の位置付け> 過年度に引き続き、結婚新生活支援事業を実施し、経済的不安から結婚に踏み切れない層に対して補助を行うもの。</p>			
個別事業の内容	1. 概要			
	【対象費用】			
	<input type="radio"/>	住宅取得費用	<input type="radio"/>	住宅リフォーム費用
	<input type="radio"/>	住宅賃借費用	<input type="radio"/>	引越費用
	【補助対象要件】 原則として国基準とし、自治体独自基準による場合は当該欄に記載			
	所得要件	国基準	夫婦の合計所得が500万円未満	
		自治体独自基準		
	年齢要件	国基準	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	
		自治体独自基準		
	【補助上限額】 原則として国基準とし、自治体独自基準による場合は当該欄に記載			
29歳以下 の場合	国基準	各費用に係る合計が60万円		
	自治体独自基準			
39歳以下 の場合	国基準	各費用に係る合計が30万円		
	自治体独自基準			
【その他独自要件】				

2. 申請見込

①新規世帯見込	2		世帯
上記のうち	ともに29歳以下	2	世帯
	その他	0	世帯

②継続補助世帯見込	0		世帯
(継続補助規定の有無)	無		

【世帯数積算根拠】

直近の婚姻件数のうち、年齢、所得要件を満たす世帯を算出し積算。

(参考)

【令和7年度申請状況】	実施中
申請世帯数見込	0 世帯
~12月(実績)	0 世帯
1月~3月(見込)	0 世帯

【金額積算根拠】

<上限額>

(29歳以下)	2	世帯	×	600,000	円	=	1,200,000	円
(その他)	0	世帯	×	300,000	円	=	0	円
				(継続補助)			0	円
				合計			1,200,000	円

<左記の上限額の合計を使用しない場合の積算>

3. 広報の実施予定

村の広報誌への掲載、村内事業所へのチラシの配布

	KPI項目	単位	目標値(時点)	現状値(時点)	
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※全事業共通	村の結婚支援事業をきっかけとする婚姻件数	件	2(令和8年度)	0(令和8年1月30日時点)	
参考指標 ※全事業共通	項目	単位	直近の実績値(時点)		
	合計特殊出生率		---		
	婚姻件数	件	0		
	婚姻率		---		
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標	KPI項目	単位	目標値(時点)	現状値(時点)	
	番号	項目			
		(アウトプット)			
	①	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	100(令和8年度)	---
		(アウトカム)			
	①	結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラムに関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	80(令和8年度)	---
②	結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラムに関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	50(令和8年度)	---	